

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県技能習得資金貸付条例	公 布 日	昭和43年7月30日	
条 例 番 号	昭和43年三重県条例第27号	直 近 改 正 日	平成5年7月2日	
所管部局課	雇用経済部雇用対策課	電 話 番 号	059-224-2465	
条例の概要	三重県立職業能力開発校に在籍する生徒のうち、経済的理由により技能習得が困難な者に対して資金を貸し付けることにより、生徒の技能習得を容易にし、もって有能な技能労働者を育成することを目的とする条例である。	条例の 類型	誘導型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	条例制定後、他の支援制度ができており本制度の意義は薄れている。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	経済的理由での職業訓練受講困難者への支援は必要性が認められる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	平成8年度から制度が休止状態である。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	いいえ	直接対象者に貸付しない方法（協調融資等）でも支援が可能である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	ただし、実務が実施されていない	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	いいえ	条例に規定する制度の利用者が減少してきたため、休止となった。	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	他の制度を活用することにより、条例の究極の目的は達成できる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	直接対象者に貸付しない方法（協調融資等）でも支援が可能である。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	いいえ	直接対象者に貸付しない方法（協調融資等）でも支援が可能である。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	低所得の訓練受講希望者のうち、中卒・高卒直後に受講開始した者のみを対象としており、限定されている。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	貸付を受けた者が返済（コスト）するものであり、特定の者に限られている。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	廃止を検討する。 本条例に基づく貸付制度については、平成8年度から事業を休止している。また、今後、必要性が発生した場合においても規則で規定することも可能である。以上のことから、条例の廃止を検討する。		無	無